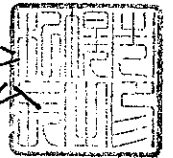


札幌市地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第28号

札幌市地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

札幌市地方独立行政法人法施行細則（平成18年規則第38号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条中「に定める」の次に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。
- (2) 第10条第2号エを削る。
- (3) 第12条第1項中「申請書」の次に「に市長が必要と認める書類を添付して、これ」を加え、同条第2項を削る。
- (4) 第13条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、同項の次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。
- (5) 第13条第2項を削る。
- (6) 第14条中「、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした」を「当該納付金の計算の基礎を明らかにするため市長が必要と認める」に、「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日」を「市長が別に定める日」に改め、同条ただし書を削る。
- (7) 第15条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日」を「市長が別に定める日」に改める。

- (8) 第20条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するか
に応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、令和6年度以後の事業年度に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第2項に規定する事業報告書について適用し、令和5年度以前の事業年度に係る同項に規定する事業報告書については、なお従前の例による。